調査結果表

				河 11 ボロラ	大					
				į	氏 名				調査者番号	
当該に関		代表となる調	査者							
た調	查者	その他の調査	者							
					対象	悥	周査結:	果		担当
番号			調査	項目	対象の有無	指摘なし	要是正	既存 不適 格	状況、対策等	調査 者 番号
1	敷地	及び地盤			•			•		
(1)	地盤		地盤沈7 状況	等による不陸、傾斜等の						
(2)	敷地		敷地内ℓ)排水の状況						
(3)			敷地内∂)通路の確保の状況						
(4)	敷地	内の通路	有効幅員	員の確保の状況						
(5)			敷地内0)通路の支障物の状況						
(6)	+₽			の塀又は補強コンクリート 7 造の塀等の耐震対策の状						
(7)	塀)塀又は補強コンクリート 7 造の塀等の劣化及び損傷						
(8)			擁壁の多	お化及び損傷の状況						
(9)	擁壁		擁壁のオ 状況	、抜きパイプの維持保全の						
2	建築	物の外部								
(1)	基礎		基礎の次	比下等の状況						
(2)	左從		基礎の多	お化及び損傷の状況						
(3)	土台	(木造に限	土台の次	比下等の状況						
(4)	る。)	土台の多	お化及び損傷の状況						
(5)				T裏及び外壁の開口部で延 たれのある部分の防火対策						
(6)			木造のタ 状況	ト壁躯体の劣化及び損傷の						
(7)			組積造の の状況)外壁躯体の劣化及び損傷						
(8)		躯体等		√クリートブロック造の外 ○劣化及び損傷の状況						
(9)	外		鉄骨造の の状況	の外壁躯体の劣化及び損傷						
(10)	壁		コンク! 及び損傷							
(11)			るものを	石貼り等(乾式工法によ 全除く。)、モルタル等の が損傷の状況						
(12)		外装仕上げ材 等		はによるタイル、石貼り等 とび損傷の状況						
(13)			金属系ノ	ペネル(帳壁を含む。)の ※提復の供知						

				11.55	訂	書 査結身	果		担当
番号			調査項目	対象 の 有無	指摘なし	要是 正	既存 不適 格	状況、対策等	調査 者 番号
(14)		外装仕上げ材 等	コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況						
(15)	ы	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況						
(16)	外 壁	必りツン寺	はめ殺し窓のガラスの固定の状況						
(17)			機器本体の劣化及び損傷の状況						
(18)		れた広告板、 空調室外機等	支持部分等の劣化及び損傷の状況						
3	屋上	及び屋根							
(1)	屋上	面	屋上面の劣化及び損傷の状況						
(2)			パラペットの立上り面の劣化及び 損傷の状況						
(3)	屋上周り(屋上面		笠木モルタル等の劣化及び損傷の						
(4)	を除	<。)	金属笠木の劣化及び損傷の状況						
(5)			排水溝(ドレーンを含む。)の劣 化及び損傷の状況						
(6)	- 1-		屋根の防火対策の状況						
(7)	屋根		屋根の劣化及び損傷の状況						
(8)		及び工作物 却塔設備、広	機器、工作物本体及び接合部の劣 化及び損傷の状況						
(9)	告塔		支持部分等の劣化及び損傷の状況						
4	建築	物の内部							
(1)	(1) 令第112条第11項から第13項までに規定する区画 の状況								
(2)			. 項、第4項、第5項又は第7項から第 項に規定する区画の状況						
(3)	防火	令第112条第1	8項に規定する区画の状況						
(4)	区画	Ţ	令第112条第16項に規定する外壁等 及び同条第17項に規定する防火設 備の処置の状況						
(5)			令第112条第16項に規定する外壁等 及び同条第17項に規定する防火設 備の劣化及び損傷の状況						
(6)			木造の壁の室内に面する部分の躯 体の劣化及び損傷の状況						
(7)	壁の		組積造の壁の室内に面する部分の 躯体の劣化及び損傷の状況						
(8)	室内に面	躯体等	補強コンクリートブロック造の壁 の室内に面する部分の躯体の劣化 及び損傷の状況						
(9)	する部		鉄骨造の壁の室内に面する部分の 躯体の劣化及び損傷の状況						
(10)	分		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋 コンクリート造の壁の室内に面す る部分の躯体の劣化及び損傷の状 況						

				44	調査結果		果		担当
番号			調査項目	対象 の 有無	指摘なし	要是 正	既存 不適 格	状況、対策等	調査 者 番号
(11)			準耐火性能等の確保の状況						
(12)			部材の劣化及び損傷の状況						
(13)	壁	耐火構造の壁 又は準耐火構 造の壁(防火 区画を構成す る壁に限	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の 状況						
(14)	の室内に面す	る。)	給水管、配電管その他の管又は風 道の区画貫通部の充填等の処理の 状況						
(15)	る 部		令第114条に規定する界壁、間仕切 壁及び隔壁の状況						
(16)		令第128条の5 各項に規定す る建築物の壁 の室内に面す る部分	室内に面する部分の仕上げの維持 保全の状況						
(17)			木造の床躯体の劣化及び損傷の状 況						
(18)		躯体等	鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の 状況						
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋 コンクリート造の床躯体の劣化及 び損傷の状況						
(20)	床		準耐火性能等の確保の状況						
(21)		造の床(防火	部材の劣化及び損傷の状況						
(22)		区画を構成する床に限る。)	給水管、配電管その他の管又は風 道の区画貫通部の充填等の処理の 状況						
(23)		令第128条の5 各項に規定す る建築物の天	室内に面する部分の仕上げの維持 保全の状況						
(24)	天井		室内に面する部分の仕上げの劣化 及び損傷の状況						
(25)		供定主共	特定天井の天井材の劣化及び損傷 の状況						
(26)	防火	設備(防火	区画に対応した防火設備又は戸の 設置の状況						
(27)	扉タに類。	防火シャッ その他これら するものに限) 又は戸(令	居室から地上へ通じる主たる廊 下、階段その他の通路に設置され た防火設備又は戸におけるくぐり 戸の設置の状況						
(28)	号に	2条第19項第2 掲げる戸に限	防火扉又は戸の開放方向						
(29)	る。)	常閉防火設備等の本体と枠の劣化 及び損傷の状況						

			114	調査結果				担当
番号		調査項目	対象 の 有無	指摘なし	要是 正	既存 不適 格	状況、対策等	調査 者 番号
(30)	防火設備(防火 扉、防火シャッ	各階の主要な常閉防火設備等の閉 鎖又は作動の状況						
(31)	ターその他これら に類するものに限 る。) 又は戸(令 第112条第19項第2	常閉防火設備等の閉鎖又は作動の 障害となる物品の放置並びに照明 器具及び懸垂物等の状況						
(32)	第112条第19項第2 号に掲げる戸に限る。)	常時閉鎖した状態にある戸の固定 の状況						
(33)	照明器具、懸垂物 等	照明器具、懸垂物等の落下防止対 策の状況						
(34)	警報設備	警報設備の設置の状況						
(35)	音 拟 欧 佣	警報設備の劣化及び損傷の状況						
(36)	284号第1号▽	スプリンクラー設備の設置の状況						
(37)	置 クラー 規定するスプリンクラー 設備	スプリンクラー設備の劣化及び損 傷の状況						
(38)	•	採光のための開口部の面積の確保 の状況						
(39)	居室の採光及び換	採光の妨げとなる物品の放置の状 況						
(40)	気	換気のための開口部の面積の確保 の状況						
(41)		換気設備の設置の状況						
(42)		吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの(以下「吹付け石綿等」という。)の使用の状況						
(43)	石綿等を添加した 建築材料	吹付け石綿等の劣化の状況						
(44)	AL ACIDITI	除去又は囲い込み若しくは封じ込 めによる飛散防止措置の実施の状 況						
(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散 防止措置の劣化及び損傷の状況						
5	避難施設等							1
(1)	令第120条第2項に 規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の 確保の状況						
(2)	廊下	幅員の確保の状況						
(3)) - FI-4(1	物品の放置の状況						<u> </u>
(4)	出入口	出入口の確保の状況						<u> </u>
(5)		物品の放置の状況						
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況		<u> </u>				-
(7)	避難上有効なバル コニー	避難上有効なバルコニーの確保の 状況						
(8)	-	手すり等の劣化及び損傷の状況						

					調査結果				担当
番号			調査項目	対象 の 有無	指摘なし	要是正	既存 不適 格	状況、対策等	調査者番号
(9)	避難	上有効なバル	物品の放置の状況						
(10)	コニ		避難器具の操作性の確保の状況						
(11)			直通階段の設置の状況						
(12)			幅員の確保の状況						
(13)		階段	手すりの設置の状況						
(14)			物品の放置の状況						
(15)			階段各部の劣化及び損傷の状況						
(16)	wat to	屋内に設けら れた避難階段	階段室の構造の確保の状況						
(17)	階段	屋外に設けら れた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況						
(18)		40/ご避難 階段	開放性の確保の状況						
(19)		特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面 積の確保の状況	ī					
(20)			付室等の排煙設備の設置の状況						
(21)			付室等の外気に向かって開くこと ができる窓の状況	:					
(22)			物品の放置の状況						
(23)	排	R.L. [교 R.수	防煙区画の設置の状況						
(24)	煙設	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況						
(25)	備等	排煙設備	排煙設備の設置の状況						
(26)	4	排煙設備	排煙設備の作動の状況						
(27)		非常用の進入	非常用の進入口等の設置の状況						
(28)		口等	非常用の進入口等の維持保全の状 況	<u> </u>					
(29)	そのい		乗降ロビーの構造及び面積の確保 の状況						
(30)	他の設	非常用エレ	乗降ロビー等の排煙設備の設置の 状況)					
(31)	備等	ベーター	乗降ロビー等の外気に向かって開 くことができる窓の状況						
(32)			物品の放置の状況						
(33)		非常用の照明 装置	非常用の照明装置の設置の状況						

			調査項目	対象 の 有無	調査結果		果		担当
番号					指摘なし	要是正	既存 不適 格	状況、対策等	調査 者 番号
6	その	他							
(1)	特	膜構造建築物 の膜体、取付	膜体及び取付部材の劣化及び損傷 の状況						
(2)	殊な		膜張力及びケーブル張力の状況						
(3)	構造等	免震構造建築 物の免震層及 び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況 (免震装置が可視状態にある場合 に限る。)						
(4)			上部構造の可動の状況						
(5)	避雷	設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損 傷の状況						
(6)		建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の 劣化及び損傷の状況						
(7)	煙		付帯金物の劣化及び損傷の状況						
(8)	突	令第138条第 1項第1号に	煙突本体の劣化及び損傷の状況						
(9)		1 H . 10 . 4 1 TT	付帯金物の劣化及び損傷の状況						
7	上記	以外の調査項目	=	1	•	1			
7.0	나 7호 =	₹ 1 ± 1 ± 1 ± 1							
		忍事項 の組定による	検査を要する防火設備の有無	□有	(階	<u>k</u>)		
特記		シがたによる1	<u> </u>	⊔′ 	(PE	1 /		
番号		調査項目	指摘の具体的内容等	改善	策の具	体的内	容等	改善(予定)年	月
				<u> </u>					

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、その「調査結果」欄及び「担当調査者番号」欄に「-」を記入して ください。
- ⑤ 「調査結果」欄は、別表(い)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- ⑥ 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(い)欄に掲げる調査項目について(は)欄に掲げる判定 基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑨ 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。 ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。
- ① 7「上記以外の調査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目等を付加している場合に、当該調査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて調査結果等を記入してください。
- ① 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する常時閉鎖した状態にある防火扉(各階の主要なものに限る。)及び随時閉鎖又は作動をできる防火設備(防火ダンパーを除く。)の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークをいれてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- ② 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ③ 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- ④ 要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。